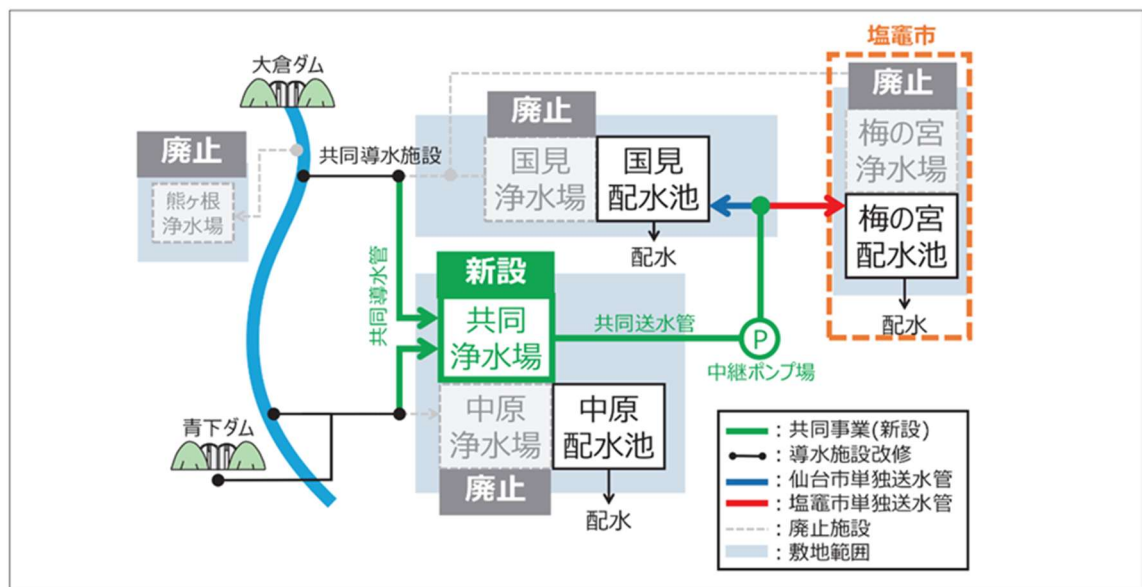


仙台市・塩竈市共同浄水場整備事業に係る事業方針変更について

仙台市・塩竈市共同浄水場整備事業について、塩竈市が共同事業からの離脱を本市に通知したことをうけ、事業方針を変更したもの。

1 これまでの経過

平成 30 年 10 月	政策会議において国見浄水場と中原浄水場を統合して更新することを決定
令和 3 年 3 月	「塩竈市・仙台市共同浄水場の整備に向けた計画策定に関する覚書」締結
令和 5 年 4 月	「仙台市・塩竈市共同浄水場整備事業の実施に関する基本協定」締結
令和 8 年 9 月	政策会議において、基本協定を解消し仙台市単独で統合浄水場を整備することを決定



塩竈市との共同浄水場整備のイメージ

2 塩竈市の判断の理由

塩竈市では、下記により塩竈市水道事業経営への影響が非常に大きく、共同整備事業の継続は困難と判断された。

- ①共同浄水場整備費用の増加※
- ②ランニングコスト及び利息償還金の大幅な増加
- ③塩竈市単独送水管整備事業の埋設ルートにおける都市化の進展等により施工の難易度が高く、更なる事業費増加の懸念

※基本設計において、物価上昇、地盤調査結果による土工増（汚染土除却を含む）、土留め等仮設工の見直しなどから、増額（R4 時点 657 億円⇒R8 時点約 1,133 億円）する見込み。

3 仙台市の対応

(1) 基本協定の解消

令和8年9月1日付で塩竈市より基本協定解消の申し入れがあったことから、基本協定に定められている協定の解消手続き（第10条）に則り、塩竈市と協議のうえ協定を解消する。

第10条 この協定を解消しようとするときは、両市協議の上、解消しようとする日の1か月前までに書面により相手方に通知し、合意がなされたとき、この協定を解消することができる。

2 協定の解消に伴い相手方に損害が生じた場合、原因者が補償するものとし、補償の額及びその他必要な事項について協議し、決定するものとする。

(2) 事業の継続

将来に亘る安定給水の継続には浄水場の更新・耐震化は不可欠であり、国見浄水場と中原浄水場などの統合更新は、個別更新に比べて、イニシャルコストの縮減、浄水場運転人員の削減などが可能であることから、本市単独事業として継続する。

(3) 整備スケジュール

施設規模の見直し等の修正設計を行うため、統合浄水場の完成時期については改めて精査する。

(4) 財政面の取組

引き続き、事業費の縮減に向けて精査するとともに、現行制度で活用可能な財源を探しつつ、国庫補助金の更なる獲得や繰出基準の拡充に向けた国への働きかけを行う。